

特定非営利活動法人セラピードッグすまいるわん会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人セラピードッグすまいるわん（以下「本会」という。）定款の規定に基づき、本会正会員に対して行う本会の運営その他については、本規約の定めるところによる。

2 本会正会員は、本会に対する協力・理解を高めることにより本会の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 正会員の資格を有する者は、本会の活動の趣旨・目的を理解し賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力・活動しようとするものとする。

(正会員に対する事業)

第3条 本会は本規約第1条の目的を達成するため、正会員に対し定款第5条の規定に基づく次の事業を行う。

- (1) アニマルセラピーボランティアを行うためのコーディネート
- (2) セラピー犬育成のためのしつけ方教室の開催
- (3) セラピー犬認定試験の実施及び本会認定資格の授与
- (4) セラピー犬のしつけ方、アニマルセラピーボランティア等についてのセミナーの開催
- (5) 本会が作成又は発行する資料の提供
- (6) 本会又は会員との情報交換のための懇談会等の開催
- (7) その他、本規約第1条の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 正会員になろうとする者は、会費規定に定める会費を添えて本会指定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第5条 正会員は年会費を納入するものとする。

2 年会費の会計期間は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(休会)

第6条 本会を休会するものは、所定の用紙にて休会届を事務局へ提出しなければならない。

(継続)

第7条 正会員は毎年8月1日から8月31日までの間に会費を納入しなければならない。

2 本規約第6条にて休会届を提出したもので、引き続き休会をする場合は新に休会届を提出する。

3 前項2にて休会届を提出するものに対し、会費の免除はしないものとする。

(退会)

第8条 本会を退会するものは、文章または電子メールにて退会届を代表理事へ提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 正会員は活動中知り得た機密及び個人情報、又本会の不利益となる事項を第三者に漏らしてはならない。本会員でなくなった後も同様とする。違反した場合にはその者に対して本会は損害賠償を求ることとする。

(活動)

第10条 認定試験に合格した愛犬及びその飼い主は、本会がコーディネートするアニマルセラピー活動に積極的に参加するよう努めること。

2 アニマルセラピー活動に参加する愛犬及び飼主は、本会が開催する育成教室に参加しなくてはならない。正規認定犬は少なくとも3ヶ月の間に1回は参加するよう努めること。初心者マーク付認定犬は特別な理由がな

い限り少なくとも 2 ヶ月に 1 回は参加すること。研修中は続けて 3 回以上休まないこと。

- 3 前項 2 の要件を満たさずアニマルセラピー活動に参加しようとする者は本会に申し出、インストラクターの判断及び指示に従うこと。
- 4 セラピー犬は、毎年 5 月と 11 月に実施する衛生検査を受けなければならない。
- 5 本会が指定する衛生検査実施前日より遡ってその 6 ヶ月前までに、1 回以上活動に参加した正会員のセラピー犬に対する衛生検査の実施費用は、本会が負担するものとする。
- 6 前項 5 により本会が指定する時期に衛生検査を受けることが出来ないセラピー犬は、動物病院等検査機関で衛生検査を受けなければならない。その場合の費用は、本会で実施する場合の費用と同額を限度に補助をする。
- 7 第 6 条により休会届を提出したもので、直近の検査を受けた時期より 6 ヶ月以上経過したセラピー犬は活動を再開する前に衛生検査を受けなければならない。
- 8 前項 7 により、衛生検査を受けるセラピー犬で、最終の衛生検査実施後 1 回以上活動に参加したセラピー犬に対する実施費用は、本会で実施する場合の費用と同額を限度に補助をする。
- 9 本条 4 項、6 項、7 項の衛生検査により、要治療となった場合の費用は全額飼主の負担とする。
- 10 全ての事業に参加する正会員は行事保険に加入する。この手続きは本会が代行する。

(禁止事項)

第11条 正会員は本会の許可なくアニマルセラピーを実施してはならない。

- 2 本会の活動以外で認定セラピー犬及び正会員は、本会のユニフォームを着用してはならない。

(責務)

第12条 本規約第 3 条に基づく事業に参加する正会員が第三者に損害を与えた場合には、会員自身が第三者に対して損害賠償等の責を負い、本会はその責を負わないものとする。

(物品、債務の返済等)

第13条 正会員が退会となった時は、本会から交付され又は貸与された物を返却し、本会に債務のある時は退会の日までに完済しなければならない。

(提出書類)

第14条 本規約第 3 条に基づく事業に参加する正会員は、入会時に次の書類を提出しなければならない。

- ① 誓約書
- 2 本会が開催するセラピー犬育成教室に愛犬を伴って参加する正会員は、前項のほか入会時及び更新継続時に次の書類を提示しなければならない。
 - ② 愛犬の鑑札
 - ③ 狂犬病予防注射済証及び混合ワクチン接種証明書又は抗体検査報告書
- 3 本条に基づき提出する、誓約書については、内容に変更が生じた時に更改する。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の定めるところによる。

附則 本規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

改正 平成 23 年 8 月 1 日

改正 平成 23 年 9 月 1 日

改正 平成 24 年 9 月 1 日

改正 平成 25 年 9 月 1 日

改正 平成 27 年 8 月 1 日

改正 令和 6 年 9 月 1 日